

第 6 章 生活福祉

1. 概 説
2. 生活困窮者自立支援制度
3. 生活保護相談の状況
4. 被保護世帯の状況
5. 生活保護法による援護
6. 法外援護
7. 行旅死亡人等の取扱い

1. 概 説

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護を受けるためには、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助はすべて生活保護法に優先される。生活保護は世帯単位で行い、国の定める基準により算出される最低生活費と世帯の収入とを比較し、世帯の収入が最低生活費に満たないときにはじめて適用される。

平成27年（2015年）4月からは、生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対する新たな支援制度が開始した。この制度は、生活保護に至る前の早期の段階から自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した者が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的としている。生活困窮者の個々の相談に応じ、安定した生活に向けて、仕事や住まい、子どもの学習など、様々な支援を関連機関と連携し、包括的な支援を行うものである。

2. 生活困窮者自立支援制度

本制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者に寄り添い、関係機関と連携しながら相談支援を行う自立相談支援事業と、個々の状況に応じた各種支援事業がある。

（1）自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けたプランの作成等を実施

区 分 \ 年 度	2 8	2 9	3 0
新規相談総件数	1,140	1,322	1,525
プラン作成件数	278	292	455
電話相談（延べ回数）	1,147	1,138	2,004
面接相談（延べ回数）	1,480	1,551	2,094
訪問・同行支援（延べ回数）	212	242	361
他機関との照会・協議（延べ回数）	847	989	1,329

(2) 就労支援事業

生活保護受給者と一体的に実施。

単位：人

区 分 \ 年 度	2 8	2 9	3 0
支援対象者	1,170	1,241	1,099
生活困窮者	479	528	556
生活保護受給者	691	713	543
就労決定者	468	434	435
生活困窮者	213	232	245
生活保護受給者	255	202	190

※就労支援員による支援数

(3) 住居確保給付金の支給

離職による住宅喪失者等のうち、就労能力及び就労意欲のある者に対し、家賃相当を有期で給付。

○新規相談・支給状況

単位：人

区 分 \ 年 度	2 8	2 9	3 0
単身世帯・相談者（支給者）	59 (13)	53 (7)	52 (21)
複数世帯・相談者（支給者）	38 (11)	21 (9)	20 (12)
合計相談人数（支給者）	97 (24)	74 (16)	72 (33)

○支給額

単位：円

区 分 \ 年 度	2 8	2 9	3 0
単身世帯	2,216,600	1,000,100	2,664,200
複数世帯	2,518,500	1,453,600	2,107,200
合計額	4,735,100	2,453,700	4,771,400

(4) 就労準備支援事業

就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施。
生活保護受給者と一体的に実施。

単位：件

区 分 \ 年 度	2 8	2 9	3 0
支援対象者	48	31	70
生活困窮者	16	17	47
生活保護受給者	32	14	23

(5) 家計改善支援事業

家計に課題のある生活困窮者に対して、家計の視点から必要な情報提供や専門的なアドバイス、支援を行う。（平成30年度（2018年度）より家計相談支援事業から名称変更）

単位：件

区 分 \ 年 度	2 8	2 9	3 0
初回プラン	57	40	81
再プラン	9	2	17
合計	66	42	98

(6) 子どもの学習支援事業

貧困の世代間の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯及び児童扶養手当全部支給世帯の中学生を対象に、無料学習教室を開催した。

○無料学習教室実施状況

年度		28	29	30
区分				
	対象者数(人)	886	788	895
	定員(人)	155	225	225
	参加者数(人)	110	149	153
	中学1年生	41	47	43
	中学2年生	40	47	62
	中学3年生	29	55	48
	進学者数(人)	29	53	48
	会場数(ヶ所)	8	12	12

※参加者は、各年度3月の数字

(7) 八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議

生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するにあたり、関係機関・関係者のネットワークを構築し、事業に関する情報共有、地域における支援体制の検討を行い、生活困窮者に対する包括的な支援を効果的に実施することを目的とした会議を設置する。

年度		28	29	30
区分				
本会議	開催数(回)	1	2	1
	出席委員数(人)	24	50	24
実務者会	開催数(回)	1	2	1
	出席委員数(人)	17	35	19
ワーキング検討会 開催回数(回)		0	0	0

3. 生活保護相談の状況

生活保護申請件数については、減少傾向にあるが、相談内容は多岐にわたっており、5000件を超える状況が続いている。

○相談件数の状況

単位：件

区 分		年 度			
		2 8	2 9	3 0	
相 談 数 (延べ件数)		5,404	5,299	5,127	
内 訳	生活保護申請	740	689	687	
	生活保護相談	2,832	2,935	2,992	
	婦人相談	717 (一時保護 26)	642 (一時保護 14)	530 (一時保護 16)	
	その他	社協緊急援護	280	227	293
		上記以外のもの	835	806	625

4. 被保護世帯の状況

(1) 被保護世帯、人員、保護率の状況

(各年度4月中)

区 分		年 度		
		2 8	2 9	3 0
八王子市	被保護世帯(人)	10,507	10,021	9,651
	被保護世帯(世帯)	7,841	7,639	7,475
保護率 (%) ※	全 国	16.9	16.8	16.6
	都	21.6	21.3	21.0
	区 部	23.3	22.9	22.4
	市 部	18.0	17.9	17.7
	八王子市	18.2	17.4	16.7
	武蔵野市	13.4	12.9	12.4
	町田市	17.7	17.8	18.2
	立川市	28.2	28.0	28.0

保護停止中も含む。

「東京都福祉保健局業務統計月報」より

※‰=パーミル・千人中当たり

(2) 労働力類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位：世帯

区 分		年 度		
		2 8	2 9	3 0
世帯主が就労	※ 常 用 者	11.4 889	11.2 856	10.8 805
	※ 日 雇 者	0.7 57	0.7 50	0.8 55
	※ 内 職	0.1 12	0.2 12	0.1 9
	※ そ の 他	1.4 107	2.4 184	3.0 225
世帯員が就労		2.7 212	2.6 200	2.6 196
就労者がいない		83.7 6,542	82.9 6,323	82.7 6,177
合計		100.0 7,819	100.0 7,625	100.0 7,467

※構成比(%)

(3) 世帯類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位：世帯

区 分		年 度		
		2 8	2 9	3 0
単 身	※	41.8	41.6	43.1
	高 齢 者	3,265	3,184	3,217
	※	22.3	24.2	25.5
	傷病・障害者	1,744	1,843	1,900
	※	12.5	12.1	10.8
	そ の 他	976	919	805
2 人 以 上	※	5.7	5.2	5.1
	高 齢 者	446	398	383
	※	7.1	6.4	5.3
	母 子	559	486	398
	※	3.6	3.6	3.7
	傷病・障害者	281	271	277
※	7.0	6.9	6.5	
そ の 他	548	524	487	
合 計	※	100.0	100.0	100.0
		7,819	7,625	7,467

※構成比(%)

(4) 保護開始理由別分類

単位：件

年度		28	29	30
区分				
1	※	25.2	26.5	29.6
世帯主の傷病		177	176	195
2	※	0.6	0.5	1.2
世帯員の傷病		4	3	8
3	※	2.1	3.0	2.7
就労者の死亡 離別不在		15	20	18
	※	11.3	8.1	11.9
1.2.3に該当しない 稼働収入の減少・喪失		79	54	78
	※	43.8	46.3	41.8
年金・仕送り等の 減少・喪失		307	307	275
	※	17.0	15.6	12.8
その他		119	103	84
合計	※	100.0	100.0	100.0
合計		701	663	658

※構成比(%)

(5) 保護開始世帯類型別分類

単位：世帯

年度		28	29	30
区分				
高齢者	※	32.4	31.2	30.3
227		207	199	
母子	※	6.7	5.1	5.8
47		34	38	
傷病・障害者	※	35.4	37.4	37.8
248		248	249	
その他	※	25.5	26.3	26.1
179		174	172	
合計	※	100.0	100.0	100.0
701		663	658	

※構成比(%)

(6) 保護廃止理由別分類

単位：世帯

区 分		年 度		
		2 8	2 9	3 0
世帯主の傷病治癒	※	0.0	0.2	0.1
		0	2	1
上記に該当しない稼働収入の増加	※	16.3	14.1	16.3
		148	114	125
死 亡 ・ 失 踪	※	37.6	41.8	43.4
		342	338	331
年金 ・仕送り等の増加	※	2.0	2.7	1.4
		19	22	11
そ の 他	※	44.1	41.2	38.8
		401	332	297
合 計	※	100.0	100.0	100.0
		910	808	765

※構成比(%)

(その他は転出・引取り等)

5. 生活保護法による援護

(1) 生活保護費の支給

単位：千円

区 分		年 度		
		2 8	2 9	3 0
生活扶助	延世帯(世帯)	79,106	77,170	75,038
	金 額	6,084,524	5,736,945	5,391,802
住宅扶助	延世帯(世帯)	79,183	77,164	76,065
	金 額	3,357,227	3,236,441	3,166,720
教育扶助	延人数(人)	7,876	6,499	5,812
	金 額	79,999	71,611	53,051
介護扶助	延人数(人)	16,877	17,040	17,218
	金 額	398,341	411,922	415,191
医療扶助	延人数(人)	86,491	84,896	82,905
	金 額	9,277,718	8,926,429	8,663,739
出産扶助	延人数(人)	0	1	2
	金 額	0	360	759
生業扶助	延人数(人)	2,421	2,629	2,475
	金 額	43,588	47,717	39,197
葬祭扶助	延人数(人)	254	246	238
	金 額	52,102	48,013	45,049
就労自立給付金	延人数(人)	51	59	73
	金 額	3,587	4,204	4,593
進学準備金	延人数(人)	—	—	24
	金 額	—	—	2,600
保護施設 事務費	延人数(人)	888	919	946
	金 額	159,051	163,103	168,335
合計	金 額	19,456,137	18,646,745	17,951,036

(2) 医療扶助受給者数

(各年度4月中)単位：人

区 分		年 度		2 8		2 9		3 0	
		※							
入 院	精 神	※	6.3	455	6.5	467	6.7	464	
	一 般 疾 病	※	2.9	211	2.8	199	2.4	165	
	計	※	9.2	666	9.3	666	9.1	629	
入 院 外	精 神	※	0.3	23	0.2	11	0.1	4	
	一 般 疾 病	※	90.5	6,588	90.5	6,473	90.8	6,306	
	計	※	90.8	6,611	90.7	6,484	90.9	6,310	
合 計	※	100.0	7,277	100.0	7,150	100.0	6,939		

※構成比(%)

6. 法外援護

(1) 児童服・運動衣代の支給

生活保護法による被保護児童・生徒に対し、その就学を奨励し、もって被保護者世帯の自立更正を援助するため「こどもの日」の行事の一環として、児童服代等を支給している。

○支給状況

区 分		年 度			
		2 8	2 9	3 0	
児 童 服	人 員	小学生 (人)	343	287	250
		中学生 (人)	190	148	139
	単 価 (円)		11,000	11,000	11,000
	支給額 (千円)		5,863	4,785	4,279
運 動 衣	人 員	小学生 (人)	342	325	280
		中学生 (人)	254	223	201
	単 価 (円)		4,000	4,000	4,000
	支給額 (千円)		2,384	2,192	1,924

(支給額の千円未満四捨五入)

(2) 夏季健全育成費の支給

生活保護法による被保護児童・生徒に対して、夏季休暇中の臨海・林間学校等に参加する費用を負担し、それらの者の心身の健全な育成を図るために支給している。

○支給状況

区 分		年 度		
		2 8	2 9	3 0
人 員	小学生 (人)	384	328	282
	中学生 (人)	276	222	200
単 価 (円)		3,000	3,000	3,000
支 給 額 (千円)		1,980	1,650	1,446

(支給額の千円未満四捨五入)

(3) 修学旅行支度金の支給

生活保護法による保護を受けている小学校6年生または中学校3年生が修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、児童・生徒の修学を支援し、もって本人及び世帯の自立助長を図るために支給している。

○支給状況

区 分		年 度		
		2 8	2 9	3 0
小学 6 年生	人 員 (人)	74	59	65
	単 価 (円)	4,000	4,000	4,000
	支 給 額 (千円)	296	236	260
中学 3 年生	人 員 (人)	98	70	71
	単 価 (円)	8,000	8,000	8,000
	支 給 額 (千円)	784	560	568
合 計	人 員 (人)	172	129	136
	支 給 額 (千円)	1,080	796	828

(支給額の千円未満四捨五入)

(4) 生活保護自立促進事業

生活保護受給者または生活保護受給世帯に対して、自立支援に要する経費の一部を支給することにより、自立助長を図るために支給している。

○支給状況

単位：千円

区 分		年 度		
		2 8	2 9	3 0
就労支援費		102	172	234
社会参加活動費		0	0	0
高齢者等生活環境改善事業		1,831	1,579	1,903
生活支援事業		52	89	62
債務整理援助事業		0	11	0
住宅契約関係費		1,012	779	677
健康増進費		0	0	0
次世代支援		255	150	0
支 給 額		3,252	2,780	2,876

7. 行旅死亡人等の取扱い

単位：人

年度 区分	28	29	30
男	18	24	40
女	3	3	5
不詳	0	0	0
合計	21	27	45

※ 「行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「墓地、埋葬等に関する法律第9条」の規定により取り扱った死体の数

